

参議院選挙要覧

〈令和4年・最新版〉

選挙制度研究会 編

国政情報センター

第1章 選挙のしくみ

制度の基本	選挙制度	10
	定数	10
	通常選挙	12
	再選挙	12
	補欠選挙	13

第2章 立候補するまで

立候補前の活動	16	
禁止される行為	事前運動の禁止	18
	政治活動用ポスター掲示の禁止	18
	裏打ちポスターの禁止	19
	候補者等による時候の挨拶状の禁止	19
	挨拶を目的とする有料広告の禁止	20
禁止されない行為	選挙期間前の政治活動	21
	政治活動用立札・看板などの制限	22
	演説会等の開催中に使用される文書図画	23
	社交的行為	23
	立候補の準備行為	23
	候補者の選考会・推薦会	24
	立候補のための濫踏行為	24
	政党の公認や団体の推薦を得る行為	25
選挙運動の準備行為	25	

第3章 立候補

立候補の条件	被選挙権	28
	重複立候補等の禁止	29
	選挙区選出議員たることを辞した者等の立候補制限	29
	選挙事務関係者の立候補制限	29
	公務員等の立候補制限	30
	連座制による立候補制限	31
立候補の届出	立候補届出期間	32
	立候補届出の主体	32
	立候補届出に必要なもの	33
	供託金	34

第4章 選挙運動

禁止される行為など

選挙運動とは	36
選挙運動期間	36
事前運動の禁止	37
選挙運動規制の種類	37
選挙事務関係者の選挙運動の禁止	38
特定公務員の選挙運動の禁止	38
公務員等の地位利用による選挙運動の禁止	39
公務員等の地位利用による選挙運動類似行為等の禁止	39
教育者の地位利用による選挙運動の禁止	41
年齢満18歳未満の者の選挙運動の禁止	41
選挙犯罪者等の選挙運動の禁止	42
戸別訪問の禁止	42
署名運動の禁止	43
人気投票の公表の禁止	43
飲食物の提供の禁止	44
氣勢を張る行為の禁止	44
連呼行為の禁止	44
休憩所等の設置の禁止	45
文書図画の回覧行為の禁止	45
アドバルーン、ネオン・サイン等の禁止	46
禁止を免れる行為の禁止	46

選挙運動手段

選挙事務所	48
自動車・船舶・拡声機	51
選挙運動用通常葉書	53
選挙運動用ビラ	54
パンフレット・書籍	56
新聞広告	57
選挙公報	58
インターネット（ウェブサイト等）	59
インターネット（電子メール）	61
選挙運動のための有料インターネット広告	63
選挙運動用・個人演説会告知用ポスター	64
個人演説会	66
政見放送・経歴放送	69
街頭演説	70
特殊乗車券等	72
「わたる」規定	73
その他	74

選挙運動費用

出納責任者	77
法定選挙運動費用	79
弁当の提供	80
実費弁償の支給	82
報酬の支給	83

第5章 選挙運動期間中の政治活動

確認団体の政治活動	規制を受ける政治活動	86
	政談演説会	86
	街頭政談演説	88
	政治活動用自動車・拡声機	89
	ポスターの掲示	90
	立札・看板の類の掲示	91
	ビラの頒布	92
その他の規制	政治活動用ポスターの撤去	93
	機関新聞紙・機関雑誌の発行	93
	推薦演説会の開催	94

第6章 当選

当選人の決定など	当選人の決定	98
	法定得票数	98
	供託金の没収	99
	選挙期日後の挨拶行為の制限	99
当選人の失格など	被選挙権の喪失による当選人の失格	101
	所属政党等の移動による当選人の失格	101
	兼職禁止の職にある当選人の失格	101
	当選の無効	102
	候補者等の違反行為による当選無効	102

第7章 寄附

寄附の禁止	候補者等の寄附の禁止	104
	候補者等を名義人とする寄附の禁止	106
	寄附の勧誘・要求の禁止	106
	候補者等の関係会社等の寄附の禁止	107
	候補者等の氏名を冠した団体の寄附の禁止	108
	後援団体に関する寄附の禁止	108
	国等と特別の関係にある者の寄附の禁止	109
	寄附の制限(政治資金規正法)	
個人の寄附の制限	111	
会社などの団体の寄附の制限	112	
政治団体間の寄附の制限	112	

第8章 連座制

連座制	連座制とは……………	118
	連座制Ⅰ（総括主宰者・出納責任者・地域主宰者）……………	119
	連座制Ⅱ（親族・秘書・公務員等）……………	120
	連座制Ⅲ（組織的選挙運動管理者等）……………	121

第9章 主な罰則一覧

買収罪等	普通買収罪（事前買収）……………	128
	利害誘導罪……………	128
	事後報酬供与罪（事後買収）……………	129
	利益收受および要求罪……………	129
	買収目的交付罪……………	130
	買収周旋勧誘罪……………	130
	選挙事務関係者等の買収罪……………	131
	候補者等の買収罪……………	131
	多数人買収罪・多数人利害誘導罪……………	132
	常習的買収罪……………	132
	新聞紙・雑誌の不法利用罪……………	133
	候補者や当選人に対する買収罪……………	134
	買収等によって得た利益の没収……………	134
おとり罪・寝返り罪	おとり罪……………	135
	寝返り罪……………	135
選挙妨害罪	選挙の自由妨害罪……………	136
	職権濫用による選挙の自由妨害罪……………	136
	多衆の選挙妨害罪……………	137
	虚偽事項公表罪……………	137
	政見放送・選挙公報の不法利用罪……………	138
	氏名等の虚偽表示罪……………	138
投票に関する罪	投票の秘密侵害罪……………	139
	投票干渉罪……………	139
	投票箱開披・投票取出罪……………	139
	選挙人の虚偽宣言罪……………	140
	詐偽投票罪……………	140
	投票偽造・増減罪……………	140
	詐偽登録罪……………	141
	代理投票における記載義務違反……………	141
選挙の平穩を害する罪	選挙事務関係者・施設等に対する暴行罪等……………	142
	凶器携帯罪……………	142
	選挙犯罪のせん動罪……………	142

目次

選挙報道・評論に関する罪

新聞紙・雑誌が選挙の公正を害する罪	143
選挙放送などの制限違反	143

選挙運動等に関する罪

選挙運動の期間制限違反	144
挨拶を目的とする有料広告の禁止違反	144
立候補に関する虚偽宣誓罪	144
選挙事務関係者の選挙運動の禁止違反	145
特定公務員の選挙運動の禁止違反	145
教育者の地位利用による選挙運動の禁止違反	145
年齢満18歳未満の者の選挙運動の禁止違反	146
選挙犯罪者等の選挙運動の禁止違反	146
公務員等の地位利用による選挙運動の禁止違反	146
戸別訪問の禁止違反	147
署名運動の禁止違反	147
人気投票の公表の禁止違反	147
飲食物の提供の禁止違反	148
氣勢を張る行為の禁止違反	148
連呼行為の禁止違反	148
休憩所等の設置の禁止違反	149
選挙事務所の制限違反	149
自動車・船舶・拡声機の制限違反	150
選挙運動用通常葉書の制限違反	150
選挙運動用ビラ等の制限違反	151
選挙運動用電子メール等の制限違反	151
選挙運動のための有料インターネット広告の制限違反	152
新聞広告の制限違反	152
新聞紙・雑誌の報道評論の自由違反	152
特殊乗車券の制限違反	152
個人演説会・街頭演説の制限違反	153
ポスター・立札・看板の類の制限違反	154
アドバルーン、ネオン・サイン等の禁止違反	155
禁止を免れる行為の禁止違反	155
パンフレット・書籍の頒布違反	156
選挙運動費用の法定額違反	156
収入支出に関する規制違反	157
推薦団体の選挙運動の規制違反	158
選挙期日後の挨拶行為の制限違反	158
選挙期間中の政治活動の規制違反 1	159
選挙期間中の政治活動の規制違反 2	160

寄附の制限に関する罪	候補者等の寄附の禁止違反……………	161
	候補者等を名義人とする寄附の禁止違反……………	161
	候補者等の関係会社等の寄附の禁止違反……………	162
	候補者等の氏名を冠した団体の寄附の禁止違反……………	162
	国等と特別の関係にある者の寄附の禁止違反……………	162
	後援団体に関する寄附の禁止違反……………	163
	寄附の勧誘・要求の禁止違反……………	163
	寄附の量的制限違反（政治資金規正法）……………	164
寄附の質的制限違反（政治資金規正法）……………	165	
公民権停止	公職選挙法・政治資金規正法違反……………	166
国外における選挙犯罪	国外犯として処罰することとされている罪……………	167

図表

選挙区選挙の各都道府県別定数	11
政治活動と選挙運動の違い	16
禁止される主な行為	17
禁止されない主な行為	17
会社の寄附の年間限度額	113
労働組合・職員団体の寄附の年間限度額	114
その他の団体の寄附の年間限度額	115
政党・政治団体への政治資金の流れ	116
政治家個人への政治資金の流れ	116
連座制判例Ⅰ：秘書の選挙犯罪による連座制	123
連座制判例Ⅱ：組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による連座制	124
連座制判例Ⅲ：組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による連座制	125
連座制の対象者・要件・効果	126



1

選挙の
しくみ

制度の基本

選挙制度

ポイント

- ▶ 全都道府県の区域を通じて行われる「比例代表選挙」と、各都道府県の区域を単位（鳥取県・島根県及び徳島県・高知県は2県の区域で1つの選挙区）として行われる「選挙区選挙」の2つの選挙によって、議員を選ぶ制度です。

比例代表選挙

- ▶ 非拘束名簿式比例代表制（政党名投票に加えて、個人名投票を認めるとともに、政党その他の政治団体が候補者を届け出る際に提出する参議院名簿において、当選人となるべき順位をあらかじめ記載せず、政党等ごとに個人の得票数が多い順から順次に当選人を決める制度）を基本としつつ、政党その他の政治団体が特定枠（一部の候補者を区分して順位を付して名簿に記載し、当選人についてはそれらの候補者を上位として名簿記載の順位のとおり決定される）を設けることができる制度です。

〔公職選挙法12条関係〕

定数

ポイント

- ▶ 総定数は248人、うち比例代表選出議員は100人、選挙区選出議員は148人です。

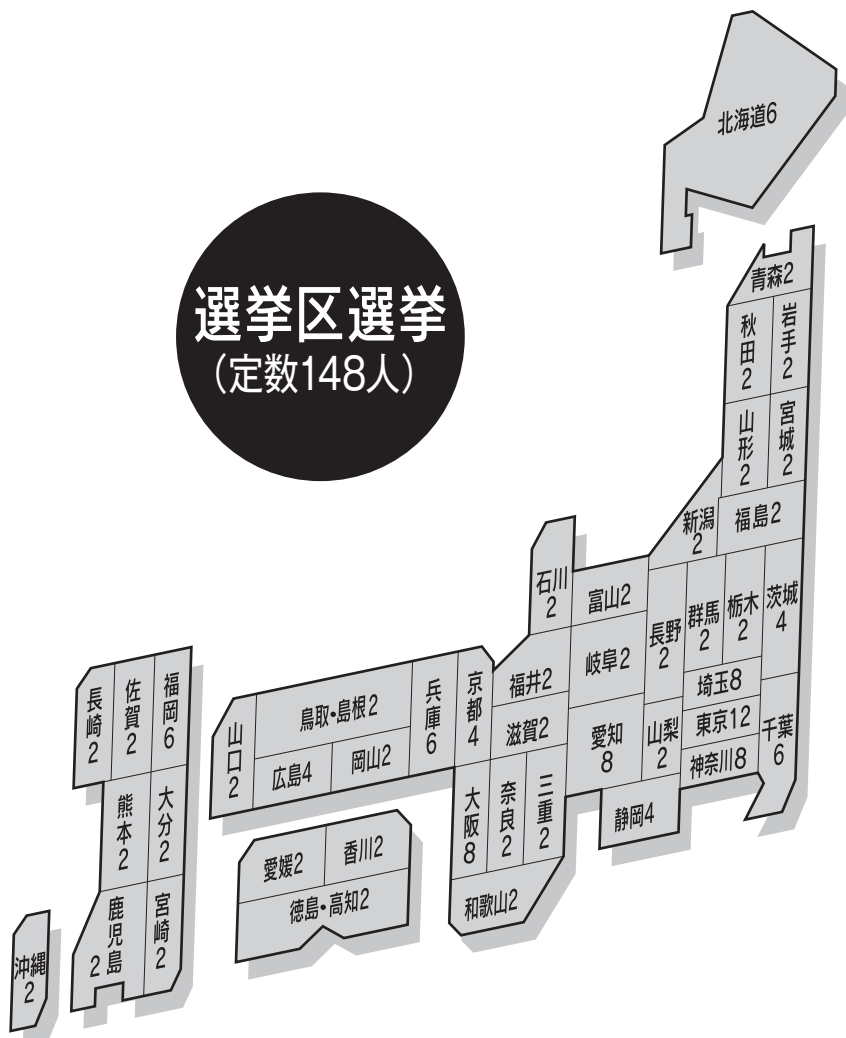
選挙区選挙

- ▶ 各選挙区において選挙すべき議員の数は、右の図のとおりです。
〔公職選挙法4条・別表第3関係〕
- ▶ ただし、参議院選挙は3年ごとに半数が改選される制度であるため、1回の選挙で選出される定数は、比例代表選挙で50人、選挙区選挙で74人、計124人となります。

〔憲法46条、公職選挙法4条関係〕

選挙区選挙の各都道府県別定数

選挙区選挙
(定数148人)



※各選挙区では定数の半数ずつ改選されます。

立候補の届出

立候補届出期間

ポイント

- ▶ 立候補の届出期間は、選挙期日の公示の日（1日間）だけであり、届出時間は、午前8時30分から午後5時までです。日曜・祝日も届出ができますが、届出時間を過ぎると受理されません。

〔公職選挙法86条の3、86条の4関係〕

立候補届出の主体

ポイント

- ▶ 比例代表選挙においては一定の要件を満たす政党等のみが、選挙区選挙においては候補者本人またはその推薦人が立候補の届出を行うことができます。

選挙区選挙

- ▶ 候補者となろうとする者が自ら届け出る方法（本人届出）と、当該選挙区内の選挙人名簿に登録されている者が候補者の承諾を得て届け出る方法（推薦届出）の2種類があります。

比例代表選挙

- ▶ 次のいずれかの要件を満たす政党その他の政治団体に限り、参議院名簿を届け出ることにより、その名簿に記載されている者（以下「名簿登載者」といいます）を候補者とすることができます。

- ①国会議員が5人以上所属していること。
 - ②直近の衆議院議員総選挙における小選挙区選挙もしくは比例代表選挙または参議院議員通常選挙における比例代表選挙もしくは選挙区選挙において、得票率が全国を通じて2%以上であること。
 - ③当該参議院議員の選挙において、候補者（名簿登載者および選挙区選挙候補者）を10人以上有すること。
- ※以下、参議院名簿の届出を行った政党等を「名簿届出政党等」といいます。

- ▶ 参議院名簿の登載者数は、当該選挙において選挙すべき議員の数を超えることはできません。

〔公職選挙法86条の3、86条の4関係〕

立候補届出に必要なもの

ポイント 罰則▶P144

- ▶ 比例代表選挙で候補者を届け出る際は参議院名簿と添付書類が、選挙区選挙の場合は候補者届出書と添付書類が必要となります。

選挙区選挙

- ▶ 候補者届出書には、候補者となるべき者の氏名、本籍、住所、生年月日、職業、所属する政党等の名称、兼職禁止の職にある者はその職名を記載するとともに、届け出る際には次のものを添付しなければなりません。
 - ① 候補者となることができない者でないことを候補者本人が誓う旨の宣誓書
 - ② 所属党派証明書（無所属の者は不要）
 - ③ 供託証明書
 - ④ 候補者となるべき者の戸籍の謄本または抄本
 - ⑤ 通称認定申請書および通称の説明資料（通称使用を希望する場合のみ）
- ▶ 推薦届出の場合は、候補者届出書にさらに推薦届出者の氏名、住所、生年月日を記載し、次のものを添付しなければなりません。
 - ⑥ 候補者となるべき者の承諾書
 - ⑦ 推薦届出者が選挙人名簿に登録されている旨の証明書

比例代表選挙

- ▶ 参議院名簿には、当該政党等の名称または略称、所属する者（推薦する者を含む）の氏名（特定枠の名簿登載者については、氏名及び当選人となるべき順位）を記載するとともに、届け出る際には次のものを添付しなければなりません。
 - ① 政党等の名称、本部の所在地、代表者の氏名、名簿登載者の氏名・本籍・住所・生年月日・職業、所属または推薦の別などを記載した文書（政党その他の政治団体および参議院名簿登載者に関する調査）
 - ② 政党等の綱領、党則、規約、その他これらに相当するものを記載した文書（名称届出政党は不要）
 - ③ 前述した政党等の要件のいずれかに該当することを証する文書（名称届出政党が前頁の要件②に該当する場合は不要）
 - ④ 名簿を重複して届け出ていることを政党等の代表者が誓う旨の宣誓書

寄附の禁止

候補者等の寄附の禁止

ポイント

罰則▶P161

▶ 候補者等（候補者・立候補予定者・公職にある者）は、選挙区または選挙の行われる区域内にある者に対して、次の場合を除いて、寄附が禁止されます。

- ① 政党その他の政治団体、またはその支部に対する寄附
ただし、自分の後援団体には、一定期間、寄附をすることが禁止されます(P108参照)。
- ② 候補者等の親族（配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族）に対する寄附
- ③ 候補者等が専ら政治上の主義や施策を普及するために選挙区または選挙の行われる区域内で行う政治教育集会（講習会など）に関する必要最小限度の実費補償（食事についての実費補償を除く）
ただし、任期満了日の90日前から選挙期日の間に行われる政治教育集会については、実費補償をすることはできません。
また、供応接待（酒食などを振る舞ったり旅行に招待することなど）を伴う政治教育集会についても、実費補償をすることはできません。

〔公職選挙法199条の2関係〕

▶ 中元、歳暮、入学祝、出産祝、花輪、供花、香典、餞別、社会福祉施設に対する寄附なども、すべて禁止されます。
ただし、候補者等本人が出席する結婚披露宴の祝儀や葬儀・通夜の香典（選挙に関するものや通常一般の社交の程度を超えるものを除く）については、その場で相手に渡す場合に限り、罰則の対象とはなりません。

〔公職選挙法199条の2、249条の2関係〕

▶ 候補者等がこれらに違反して寄附をすると、刑罰が科されるとともに、当選が無効となったり、選挙権と被選挙権が一定期間停止されることがあります(P166参照)。被選挙権を失うと、公職の候補者はその身分を失います（立候補が取り消されます）。

〔公職選挙法199条の2、249条の2関係〕

ケース解説

- ▶ **選挙区内の子供に寄附してもよいか**
選挙権の有無にかかわらず、選挙区または選挙の行われる区域内にある者への寄附は一切禁止されており、子供に対しても寄附をしてはいけません。また、選挙区内にある者には、自然人だけではなく、法人や人格なき社団、選挙区内に住所をもたない一時的な滞在者も含まれます。
- ▶ **「必要最小限度の実費補償」とは、例えばどのようなものか**
政治教育集会の参加者が出席するために最小限必要な交通費、宿泊費等の実費です。
- ▶ **候補者が出席する葬儀で香典がわりに線香を渡してよいか**
葬儀や通夜に候補者本人が出席した際に香典を手渡すことには罰則はありませんが、この場合の香典は金銭に限られます。したがって、香典がわりに線香をもっていったり、花輪や供花を出すことは罰則の対象となります。
- ▶ **候補者の妻が葬儀に出席して候補者の香典を渡してよいか**
候補者等が出席する場合に限って罰則を適用しないこととされているのであり、たとえ代理であっても、本人以外の人が候補者等の香典を渡すことは罰則の対象となります。
- ▶ **候補者が妻や後援会の名義で選挙人に寄附してもよいか**
候補者等が選挙区内にある者に対してする寄附は、名義に関係なく禁止されるため、妻や後援会などの名義であっても寄附できません。
- ▶ **候補者が自分の財産を国や地方公共団体に寄附してよいか**
自分の選挙区となる市区町村、その市区町村を包括する都道府県、国に対して寄附をすることはできません。
- ▶ **候補者が葬儀の際に僧侶にお布施を出すことは寄附になるか**
読経などの役務の提供に対する対価である限り、寄附には当たりません。

買収罪等

普通買収罪（事前買収）

要件

▶ 特定の候補者を当選させること、または当選させないことを目的に、選挙人や選挙運動者に対して、金銭・物品・その他の財産上の利益や公私の職務などを供与したり、その申込みや約束をしたり、または供応接待をしたり、その申込みや約束をすること。

解説

「選挙運動者」とは、投票の勧誘・斡旋・誘導などを行う者のことで、単に選挙運動を依頼された者も含まれます。

「財産上の利益」とは、債務(借金)の免除、支払いの猶予、保証人になること、得意先を与えることなど、財産的な価値のあるいっさいのものを含みます。「供応接待」とは、酒食などを与えたり、演劇や旅行に招待するなど、相手に慰安や快樂を与えて歓待することをいいます。

罰則

3年以下の懲役・禁錮、または50万円以下の罰金

〔公職選挙法221条①関係〕

利害誘導罪

要件

▶ 特定の候補者を当選させること、または当選させないことを目的に、選挙人や選挙運動者に対して、その者自身や、その者と関係のある社寺・学校・会社・組合・市町村などに対する用水・小作・債権・寄附・その他特殊の直接利害関係を利用して、誘導すること。

解説

「特殊の直接利害関係」とは、ある限られた範囲の選挙人や選挙運動者、またはその者が関係する団体にとってのみ、特別かつ直接に利害関係があることをいいます。例えば、学校の設置に力を尽くすことを強調することによって、学校設置を希望する選挙人の関心をひきつけ、自分の選挙を有利に導く場合などがこれに該当します。

罰則

3年以下の懲役・禁錮、または50万円以下の罰金

〔公職選挙法221条①関係〕

事後報酬供与罪（事後買収）

要件

▶ 投票や選挙運動をしたこと、またはしなかったこと、あるいはその周旋勧誘をしたことなどの報酬として、選挙人や選挙運動者に対して、金銭・物品・その他の財産上の利益や公私の職務などを供与したり、その申込みや約束をしたり、または供応接待をしたり、その申込みや約束をすること。

解説

「周旋勧誘」とは、特定の選挙に際し、候補者その他その選挙運動者等の依頼を受けまたは自発的に、選挙人あるいは選挙運動者に対して、特定の候補者に投票をし若しくは投票をしないことまたは選挙運動をし若しくは選挙運動をしないように周旋または勧誘することをいいます。選挙運動員に対して、法定額の範囲内で宿泊費などの実費を弁償することはできますが、報酬を与えると、本罪に該当します（選挙運動用事務員、車上等運動員、手話通訳者および要約筆記者への報酬を除く）。

罰則

3年以下の懲役・禁錮、または50万円以下の罰金

〔公職選挙法221条①関係〕

利益收受および要求罪

要件

▶ 金銭・物品・その他の財産上の利益、公私の職務などの供与や供応接待を受けたり、その申込みを承諾したり、またはそれらを要求すること。あるいは、利益誘導に応じたり、自ら利益誘導を促すこと。

解説

普通買収、利害誘導、事後報酬供与は、選挙人や選挙運動者などの受け手側にも科される罰則です。すなわち、供応接待した側や利害誘導した側だけでなく、「された側」も罰せられます。もちろん、供応接待や利害誘導を自ら申し込んだり、要求してもいけません。

罰則

3年以下の懲役・禁錮、または50万円以下の罰金

〔公職選挙法221条①関係〕